

動物の愛護及び管理に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条―第5条）
- 第2章 動物の適正な飼養等（第6条―第10条）
- 第3章 動物の引取り、収容等（第11条―第16条）
- 第4章 緊急時の措置（第17条―第20条）
- 第5章 雑則（第21条―第24条）
- 第6章 罰則（第25条―第29条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、動物（哺乳類、鳥類及び爬虫類に属するものに限る。以下同じ。）の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、動物の健康及び安全を保持し、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止するとともに、県民の動物愛護の精神の高揚を図り、もって人と動物とが共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主 動物の所有者又は占有者をいう。
- (2) 飼養施設 動物の飼養又は保管のための施設をいう。
- (3) 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第26条第1項に規定する特定動物をいう。

（県の責務）

第3条 県は、動物の愛護及び管理に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の規定による施策の実施に当たっては、市町村と緊密な連携を図るものとする。

（飼い主の責務）

第4条 飼い主は、動物の生態、習性及び生理を理解して、これを適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないようにしなければならない。

2 飼い主は、動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うようにしなければならない。

3 飼い主（動物の所有者に限る。）は、畜産のために飼養する場合その他の正当な理由がある場合を除き、その所有する動物を終生にわたり飼養するよう努めるとともに、やむを得ず飼養することができなくなったときは、飼養することができる者に譲渡するよう努めなければならない。

（県民の責務）

第5条 県民は、動物の愛護に努めるとともに、県が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 動物の適正な飼養等

（飼い主の遵守事項）

第6条 飼い主は、動物を適正に飼養し、又は保管するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物の種類、発育状況等に応じて適正にえさ及び水を与えること。
- (2) 動物の疾病及びけがの予防等の健康管理を行うとともに、異常を認めたときは、必要な措置を講ずること。
- (3) 動物の適正な飼養又は保管をするために必要なときは、その種類、生態、習性及び生理を考慮した飼養施設を設けること。
- (4) 動物のふん尿その他の汚物を適正に処理することにより、飼養施設及びその周囲を清潔にし、悪臭及び昆虫等の発生を防止すること。
- (5) 動物が、公共の場所若しくは他人の土地若しくは建物等を損傷し、又は汚物、毛、羽毛等で汚さないようにすること。
- (6) 動物が、その異常な鳴き声、羽毛の飛散等により、人に迷惑を及ぼすことのないようにすること。
- (7) 動物の逸走の防止のための措置を講ずるとともに、逸走したときは、自らの責任において捜索し、及び捕獲すること。
- (8) その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難となるおそれがあるときは、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講ずること。

(犬の飼い主の遵守事項)

第7条 犬の飼い主は、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない方法で、飼い犬（飼い主が所有し、又は占有する犬をいう。以下同じ。）を常に係留すること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - ア 飼い犬を警察犬、狩猟犬、盲導犬その他の特定の目的のために使用する犬として、その目的のために使用するとき。
 - イ 飼い犬を人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない場所又は方法で、飼養し、訓練し、移動し、又は運動させるとき。
 - ウ 飼い犬を展覧会、競技会、サーカス等の催しにおいて使用するとき。
- (2) 適正な方法で飼い犬のしつけを行い、特に飼い主の制止に従うよう訓練すること。
- (3) 住居の出入口その他人の見やすい箇所に飼い犬がいる旨の標示をすること。

(ねこの飼養)

第8条 ねこの飼い主は、疾病の感染の防止、不慮の事故の防止等ねこの健康及び安全の保持並びに周辺的生活環境の保全の観点から、その所有し、又は占有するねこの屋内飼養に努めなければならない。

(多頭飼養の届出)

第9条 犬又はねこの飼い主（法第12条第1項第4号に規定する動物取扱業者その他規則で定める者を除く。附則第3項において同じ。）は、その飼養施設において飼養する犬若しくはねこ（いずれも生後91日未満のものを除く。）の数若しくはこれらの数を合算した数（以下「飼養数」という。）が10に達したとき、又は同一敷地内に飼養施設が2以上存する場合において、これらの飼養施設の飼養数を合算した数が10に達したときは、その日から30日以内に、当該飼養施設の存する敷地ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者

の氏名)

- (2) 飼養施設の設置場所
 - (3) 飼養数
 - (4) 飼養施設の概要
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出には、飼養施設の平面図及び付近の見取図を添付しなければならない。

(変更の届出)

第10条 前条第1項の規定による届出をした者は、同項第1号、第3号又は第5号に掲げる事項に変更があったとき（次項に規定する場合を除く。）は、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る飼養数が10未満となったときは、その旨を知事に届け出なければならない。

第3章 動物の引取り、収容等

(犬及びねこの引取り)

第11条 知事は、法第35条第1項の規定により犬又はねこの引取りをその所有者から求められたときは、当該所有者に対し、これを飼養することができない理由を確認し、当該理由に応じて必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 知事は、法第35条第1項の規定による犬又はねこの引取りについて、あらかじめ引き取る日時その他必要な事項を指定することができる。

(野犬等の捕獲及び収容)

第12条 知事は、飼い主の判明しない犬又は第7条第1号の規定に違反して係留されていない飼い犬（以下「野犬等」という。）を、その職員又は知事が指定する者（次項において「職員等」という。）に、捕獲し、及び収容させることができる。

- 2 職員等は、野犬等の捕獲に従事するときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(引取り等をした動物に対する治療等)

第13条 知事は、法第35条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により引き取った犬若しくはねこ若しくは前条第1項の規定により収容した野犬等が疾病にかかり、若しくは負傷しているとき、又は法第36条第2項の規定により犬、ねこ等の動物を収容したときは、これらの動物に対し、治療その他必要な措置を講ずるものとする。

(収容した野犬等の取扱い)

第14条 知事は、第12条第1項の規定により野犬等を収容したときは、飼い主が判明したものについては、その飼い主にこれを引き取るべき旨を通知し、飼い主が判明しないものについては、その種類、収容の日時、収容の場所等を2日間公告するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた飼い主は、当該通知が到達した日の翌日までにその飼い犬を引き取らなければならない。

- 3 知事は、第1項に規定する野犬等の飼い主が同項に規定する公告の期間の満了の日の翌日若しくは前項に規定する期日までにその野犬等を引き取らないとき、又は第1項に規定する公告の期間の満了の日の翌日までに飼い主が判明しないときは、同項に規定する野犬等を処分することができる。ただし、当該飼い主が、やむを得ない理由によりその野犬等をこれらの期日までに引き取ることができない場合にお

いて、相当の期間内にこれを引き取る旨を申し出たときは、その期間内は、これを処分しないものとする。

4 前3項の規定は、法第35条第2項において準用する同条第1項の規定により引き取った犬又はねこ及び法第36条第2項の規定により収容した犬、ねこ等の動物について準用する。

(動物の譲渡)

第15条 知事は、法第35条第1項の規定により引き取った犬若しくはねこ、前条第3項の規定により処分することができることとなった野犬等又は同条第4項において準用する同条第3項の規定により処分することができることとなった犬、ねこ等の動物を、その飼養を希望する者で、適正に飼養することができるものと認めるものに譲渡することができる。

(野犬等の駆除)

第16条 知事は、野犬等による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため緊急の必要があり、かつ、通常の方法による捕獲が著しく困難であると認めるときは、一定の区域及び期間を定め、薬物を使用してこれを駆除することができる。

2 知事は、前項の規定により野犬等を駆除しようとするときは、同項の区域を管轄する市町村長と協議し、並びに当該区域及びその付近の住民に対してその旨を周知しなければならない。

3 第1項の規定による駆除の方法及び前項の規定による周知の方法は、規則で定める。

第4章 緊急時の措置

(逸走時の措置)

第17条 特定動物の飼い主は、その所有し、又は占有する特定動物が逸走したときは、直ちに、知事その他関係行政機関にその旨を通報するとともに、当該特定動物の捜索、捕獲その他の人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(事故時の措置)

第18条 特定動物の飼い主は、その所有し、又は占有する特定動物が人の生命、身体又は財産に害を加えたときは、直ちに、適切な応急措置及び新たな事故の発生を防止するための措置を講ずるとともに、遅滞なく、発生した事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定は、飼い犬が人をかんだ場合における当該飼い犬の飼い主について準用する。この場合において、当該飼い主は、同項の規定による届出をした後遅滞なく、当該飼い犬の狂犬病の疑いの有無について知事が指定する獣医師に検診させなければならない。

(災害時の措置)

第19条 特定動物の飼い主は、地震、火災等の災害が発生した場合においてその所有し、又は占有する特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するためにとるべき措置を定め、これらの災害が発生したときは、直ちに、当該措置を実施しなければならない。

(措置命令)

第20条 知事は、飼い主が第6条各号又は第7条第1号の規定に違反している場合において、当該飼い主が所有し、又は占有する動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、当該飼い主に対し、期限を定めて、当該動物に係る飼養又は保管の方法の改善その他の必要な措置をとるべきこ

とを命ずることができる。

第5章 雑則

(報告徴収及び立入検査)

第21条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主に対し、飼養施設の状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該飼い主の飼養施設を設置する場所その他関係ある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(動物愛護管理員)

第22条 法第34条第1項の規定により、法第24条第1項及び第33条第1項の規定による立入検査並びに前条第1項の規定による立入検査及び質問その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。

2 動物愛護管理員は、獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する職員のうちから知事が任命する。

(費用の負担)

第23条 法第35条第2項において準用する同条第1項の規定により引き取られた犬若しくはねこ、法第36条第2項の規定により収容された犬、ねこ等の動物又は第12条第1項の規定により収容された野犬等の返還を求める者は、実費の範囲内においてこれらの動物の保管に要した費用及び返還に要する費用として規則で定める額を負担しなければならない。

(補則)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

第6章 罰則

(罰則)

第25条 第20条の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第26条 第21条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第18条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第18条第2項の規定による検診をさせなかった者

(両罰規定)

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第29条 第9条第1項又は第10条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。
(飼犬管理条例の廃止)
- 2 飼犬管理条例（昭和 33 年長野県条例第 17 号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に飼養数が 10 に達している犬又はねこの飼い主については、この条例の施行の日に第 9 条第 1 項の規定による飼養数が 10 に達したものとみなす。
- 4 この条例の施行前に附則第 2 項の規定による廃止前の飼犬管理条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)
- 6 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 11 年長野県条例第 46 号）の一部を次のように改正する。
別表の 13 の項を次のように改める。

13 削除	
-------	--

別表の 15 の項を次のように改める。

15 動物の愛護及び管理に関する条例（平成 21 年長野県条例第 16 号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 第 9 条第 1 項の規定による多頭飼養の届出の受理 (2) 第 10 条第 1 項の規定による変更の届出の受理 (3) 第 10 条第 2 項の規定による変更の届出の受理 (4) 第 12 条第 1 項の規定による野犬等を捕獲及び収容する者の指定並びに野犬等の捕獲及び収容 (5) 第 13 条の規定による治療その他必要な措置（野犬等に係るものに限る。） (6) 第 14 条第 1 項の規定による通知及び公告 (7) 第 14 条第 3 項の規定による野犬等の処分 (8) 第 15 条の規定による動物の譲渡（野犬等に係るものに限る。） (9) 第 16 条第 1 項の規定による野犬等の駆除 (10) 第 16 条第 2 項の規定による住民に対する周知 (11) 第 18 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による発生した事故の状況及び講じた措置の概要の届出の受理 (12) 第 18 条第 2 項の規定による獣医師の指定 (13) 第 20 条の規定による飼い主に対する措置命令 (14) 第 21 条第 1 項の規定による立入検査等 	長野市
--	-----